

## JAL不当労働行為事件の公正な判決を求める要請書

本件は、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンが整理解雇に反対する要求を掲げて、争議権確立に向けた組合員による投票を行っている最中になされた日本航空経営による介入行為として、既に2011年8月3日に東京都労働委員会が不当労働行為救済命令を交付、2014年8月28日に東京地方裁判所が日本航空の主張を退け都労委命令を維持する判決を下しました。

問題となった発言は、当時の管財人代理らが「企業再生支援機構の正式な見解」と前置したうえで、「争議権を確立した場合それを撤回するまで3500億円の出資をすることは出来ない」と述べたものです。当時、日本航空は更生手続き下にありましたが、更生手続き下であっても憲法で保障された労働者の権利が侵害されることは許されません。労働者の根本的な権利が一方的に奪われる「解雇」という事態に直面した労働組合が、争議権を確立して交渉を行うことは当然です。当該組合は、争議権確立に向けた手続きを行う一方で、経営に対し、賃金減額を含む解雇回避案を繰り返し提案していました。にもかかわらず、未だ争議権が確立するかどうかもわからない段階で、争議権確立に関して恫喝的な発言を行ったことは余りにも強引で乱暴なやり方です。

このように本件は、日本航空経営が組合の争議権確立を嫌悪し、最も介入してはならない自主的な内部意思決定手続きである組合員による投票の最中に、虚偽の内容を含む発言によって組合員に投票を躊躇させることを目的とした支配介入行為であることは明らかです。

2012年6月、ILOは、労働組合への介入は許されないとする結社の自由条約の立場から、本件ならびに不当解雇撤回裁判に関して勧告を出しています。さらに2013年10月には2次勧告も出され、日本政府に対し、本裁判のいかなる状況についても報告することを求めています。

貴裁判所におかれましては、東京地方裁判所の判決を十分尊重され、公正な判断をされることを要請致します。

201 年 月 日

団体名

所在地

代表者

印